官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○学校教育法等の一部を改正する法律（三七）　四
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（三八）　八
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（三九）　一四
○予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（四〇）　一九
〔政　令〕
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九六）　二〇
〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四五）　三一
○船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六一）　四二
〔法規的告示〕
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産七六八）　四四
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（同七六九）　四八
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境二九）　四九
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同三〇）　五〇
〔公　告〕
諸事項　五一
官庁
押収物還付関係　五一
裁判所
破産、免責、再生関係　五二
特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、税理士証票無効・登録抹消、公認会計士等の登録及び登録抹消、地方職員共済組合役員の異動関係　五四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五五
会社その他
会社決算公告　五五

本号で公布された法令のあらまし

◇**学校教育法等の一部を改正する法律**（法律第三十七号）（文部科学省）

第１　学校教育法の一部改正

１　小学校、中学校、高等学校等においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材）を使用しなければならないこととする。（第三十四条第一項関係）

２　教科用図書の内容を記録した電磁的記録である教材がある場合に、教育課程の一部又は全部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとした制度を廃止する。（改正前第三十四条第二項、第三項関係）

３　高等学校、特別支援学校等においては、教科書に代えて、教科書以外の教科用の教材を使用することができることとする。（附則第九条第一項関係）

第２　教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

１　教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならないこととする。（第三条関係）

２　教科書の発行者の義務の内容及び教科書の発行者が文部科学大臣に納める保証金の還付請求等について、教科書の供給の方法に応じて文部科学省令で定めることとする。（第十条第二項、第十三条関係）

第３　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得するための資格審査について、学校において必要とする期間を通じて良質の教科書を製造し、及び供給するに足りる事業能力及び信用状況を有するかどうかを審査することを目的とすることとする。（第二条第二項関係）

第４　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正

１　題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律」に改める。（題名関係）

２　教科書及び第１の３の教科用の教材を無償とすることとする。（第一条第一項関係）

第５　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

１　題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。（題名関係）

２　教科書及び第１の３の教科用の教材について、図書であるもの又は電磁的記録であるものに区別して無償措置の方法を定める。（第三条～第五条関係）

第６　著作権法の一部改正

１　教科書に掲載された著作物は、教科書の採択、発行等又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用に伴って、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。（第三十三条関係）

２　教科用拡大図書等に複製された著作物は、障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。（第三十三条の二関係）

３　１及び２の規定は、放送又は有線放送の利用に加え、実演又はレコードの利用についても準用する。（第百二条関係）

第７　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正

障害のある児童及び生徒の学習の用に供するために作成される教材である教科用特定図書等について、教科書及び第１の３の教科用の教材に準じて無償措置の方法を定める。（第十条～第十二条関係）

第８　その他

その他規定の整備をする。